

令和6年4月25日
阪神基地隊厚生科

阪神基地隊一般公開における自衛隊グッズ、飲食物（キッチンカー含む）の展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

海上自衛隊阪神基地隊本部は、「阪神基地隊一般公開」を実施する予定です。このため、自衛隊グッズ、飲食物（キッチンカー含む）の展示即売店を設置し経営を行う業者を次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有すること。（左記の資格と同等の資格を有すると認めるものを含む。）
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜供与するなど直接的あるいは、積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（2）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置するこ

ととします。

3 設置場所

海上自衛隊阪神基地隊本部（所在地：兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町37）

4 日 時

令和6年7月14日（日）午前10時から午後3時まで

5 募集要領の配布

（1）期 間：令和6年4月30日（火）午前9時から

令和6年5月22日（水）午後4時まで

※土日祝日を除く午前9時から午後4時まで（午前12時から午後1時までの時間を除く。）

（2）場 所：〒658-0024

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町37

阪神基地隊厚生科（担当：安達、片平）

TEL：078-441-1001（内線：281）

FAX：078-431-0447

（3）公募への参加を希望される方は、会社等の名称、出席者氏名及び連絡先を担当へ連絡の上、募集要領の受領をお願い致します。募集要領の配布時に今回の公募に関する説明をさせていただきます。

（4）公募へ参加する場合は、募集要領の受領が必須です。

6 その他

（1）国の都合により、やむを得ず延期又は中止となる場合があります。その際、補償は行わないものとします。

（2）国有財産使用許可後は、国有財産使用料を支払うものとします。

（3）出店数及び使用可能面積には限りがあるため、当行事への参加申請により出店許可を確約するものではありません。また、その使用面積については、状況により、自衛隊側の拡張又は縮小の要請に従うものとし、特別な理由もなく要請等に応じない場合は、事後失格とする場合があります。

（4）自衛隊イベントに相応しくない品目と自衛隊側で判断した場合は、出店を許可しません。

（5）飲食物（キッチンカー含む）の展示即売店ではアルコール類は取り扱いえません。

（6）細部の内容は募集要領により示します。